

平成 29 年 11 月 28 日

各 位

インフラファンド発行者名 タカラレーベン・インフラ投資法人

代表者名 執行役員

菊池 正英

(コード番号 9281)

管理会社名

タカラアセットマネジメント株式会社

TEL: 03-6262-6402

平成30年5月期(第5期)の運用状況の予想の修正並びに平成30年11月期(第6期)及び平成31年5月期(第7期)の運用状況の予想に関するお知らせ

タカラレーベン・インフラ投資法人(以下「本投資法人」といいます。)は、平成 29 年 8 月 23 日付で公表した、平成 30 年 5 月期(第 5 期)(平成 29 年 12 月 1 日~平成 30 年 5 月 31 日)の運用状況の予想を修正するとともに、新たに平成 30 年 11 月期(第 6 期)(平成 30 年 6 月 1 日~平成 30 年 11 月 30 日)及び平成 31 年 5 月期(第 7 期)(平成 30 年 12 月 1 日~平成 31 年 5 月 31 日)における運用状況の予想を、下記のとおりお知らせいたします。なお、平成 29 年 8 月 23 日付で公表した平成 29 年 11 月期(第 4 期)(平成 29 年 6 月 1 日~平成 29 年 11 月 30 日)における運用状況の予想については、変更はありません。

記

1. 運用状況の予想の修正

(1) 平成30年5月期(第5期)の運用状況の予想の修正の内容

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1 口当たり 分配金 (利益超過分配金 は含みません。)	1口当たり 利益超過分 配金	1口当たり 分配金 (利益超過分 配金を含みま す。)
前回発表 予想 (A)	1, 085 百万円	397 百万円	347 百万円	346 百万円	2,941円	464 円	3, 405 円
今回発表 予想 (B)	1, 189 百万円	447 百万円	391 百万円	390 百万円	3, 307 円	464 円	3,771 円
増減額 (B-A)	104 百万円	50 百万円	43 百万円	43 百万円	366 円	0 円	366 円
増減率	9.6%	12.6%	12.4%	12.4%	12.4%	0.0%	10.7%

(2) 平成30年11月期(第6期)及び平成31年5月期(第7期)の運用状況の予想の内容

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益	1口当たり 分配金 (利益超過分配金 は含みません。)	1口当たり 利益超過分配金	1 口当たり 分配金 (利益超過分配 金を含みます。)
平成 30 年 11 月期 (第 6 期)	1,139 百万円	363 百万円	306 百万円	305 百万円	2, 589 円	331 円	2, 920 円
平成 31 年 5 月期 (第 7 期)	1, 190 百万円	409 百万円	354 百万円	353 百万円	2, 994 円	317 円	3,311 円

(参考)

平成30年5月期(第5期): 予想期末発行済投資口数117,976 ロ 1 口当たり予想当期純利益3,307円平成30年11月期(第6期): 予想期末発行済投資口数117,976 ロ 1 口当たり予想当期純利益2,589円平成31年5月期(第7期): 予想期末発行済投資口数117,976 ロ 1 口当たり予想当期純利益2,994円

(注記)

- 1. 上記予想数値は、別紙「平成30年5月期(第5期)、平成30年11月期(第6期)及び平成31年5月期(第7期)の運用状況の予想の前提条件」記載の前提条件の下に算出した現時点のものであり、今後の再生可能エネルギー発電設備等の取得若しくは売却、インフラ市場等の推移、金利の変動、又は本投資法人を取り巻くその他の状況の変化等により、実際の営業収益、営業利益、経常利益、当期純利益、1口当たり分配金(利益超過分配金は含みません。)、1口当たり利益超過分配金及び1口当たり分配金(利益超過分配金を含みます。)は変動する可能性があります。また、本予想は分配金及び利益超過分配金の額を保証するものではありません。
- 2. 上記予想と一定以上の乖離が見込まれる場合は、予想の修正を行うことがあります。
- 3. 単位未満の数値は切り捨てて表示しています。比率については、小数第2位を四捨五入した数値を記載しています。以下同じです。

2. 運用状況の予想の修正及び公表の理由

本投資法人は、本日開催の本投資法人役員会において、本日付で公表の「国内インフラ資産の取得及び貸借に関するお知らせ」に記載の新たな3物件の特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)第2条第1項に掲げる資産をいいます。)について取得を決定したことに伴い、平成29年8月23日付で公表の平成30年5月期(第5期)の予想の前提に変更が生じ、1口当たり分配金の予想値に5%以上の差異が生じたことから、平成30年5月期(第5期)の運用状況の予想の修正を行うものです。

また、これに併せて平成30年11月期(第6期)及び平成31年5月期(第7期)について、同様の前提に基づいた新たな運用状況の予想を行うものです。なお、従前、本投資法人は、運用状況の予想を公表した時点から2期分の運用状況の予想を公表しておりましたが、本投資法人の資産の特徴である季節性を考慮し、当該季節要因による運用状況の動向を示すため、3期分の運用状況の予想を公表することとしました。詳細は別紙「平成30年5月期(第5期)、平成30年11月期(第6期)及び平成31年5月期(第7期)の運用状況の予想の前提条件」をご参照ください。

以上

* 本投資法人のホームページアドレス: http://tif9281.co.jp/

【別紙】

平成30年5月期(第5期)、平成30年11月期(第6期)及び平成31年5月期(第7期)の運用状況の予想の前提条件

項目	前提条件
	 ➤ 平成 30 年 5 月期 (第 5 期): 平成 29 年 12 月 1 日~平成 30 年 5 月 31 日 (182 日) ➤ 平成 30 年 11 月期 (第 6 期): 平成 30 年 6 月 1 日~平成 30 年 11 月 30 日 (183
計算期間	日) 平成 31 年 5 月期 (第 7 期):平成 30 年 12 月 1 日~平成 31 年 5 月 31 日 (182 日)
運用資産	→ 本日現在保有している 18 物件(以下「保有資産」といいます。)に、平成 29 年 12 月 1 日に取得予定の 2 物件及び平成 30 年 2 月 1 日に取得を見込んでいる 1 物件(以下「取得予定資産」と総称します。)を加えた計 21 物件を保有していることを前提としています。取得予定資産の取得の詳細につきましては、本日付で公表の「国内インフラ資産の取得及び貸借に関するお知らせ」をご参照ください。 → 運用状況の予想にあたっては、取得予定資産を上記日付に取得すること及び平成 31 年 5 月期(第 7 期)末まで運用資産の異動(新規資産の取得、保有資産の処分等)がないことを前提としています。 → 実際には取得予定資産以外の新規資産の取得又は保有資産の処分等により変動する可能性があります。
営業収益	 ▶ 保有資産のうち、平成28年6月2日に取得した10物件の賃貸事業収益については、本日現在、効力を有する太陽光発電設備等の賃貸借契約に記載されている、年間時別日射量データベース等を基に第三者によって算出された発電量予測値(超過確率P(パーセンタイル)50)を勘案して算定された当該月の予想売電収入の金額と同額の最低保証賃料を基準に算出しており、平成29年2月7日に取得したLS神栖波崎発電所及び平成29年6月1日に取得した7物件の賃貸事業収益については、本日現在、効力を有する太陽光発電設備等の賃貸借契約に記載されている最低保証賃料に、発電量が年間時別日射量データベース等を基に第三者によって算出された発電量予測値(超過確率P(パーセンタイル)50)であることを前提とした実績連動賃料を加算したものを基準に算出しています。取得予定資産の賃貸事業収益については、取得予定資産の取得予定日において効力を有する予定の太陽光発電設備等の賃貸借契約に記載されている最低保証賃料に、発電量が年間時別日射量データベース等を基に第三者によって算出された発電量が年間時別日射量データベース等を基に第三者によって算出された発電量予測値(超過確率P(パーセンタイル)50)であることを前提とした実績連動賃料を加算したものを基準に算出しています。 ▶ 賃貸事業収益については、賃料の滞納又は不払いがないことを前提としています。
営業費用	 ます。 主たる営業費用である賃貸事業費用のうち、減価償却費以外の費用については、過去の実績値をベースに、費用の変動要素を反映して算出しています。また、取得予定資産については、各取得予定資産の現所有者等より提供を受けた情報に基づき、過去の実績値及び各委託先への見積もり等により得られた数値をベースに、費用の変動要素を反映して算出しています。 本投資法人では、太陽光発電設備等の取得にあたり、固定資産税等については、現所有者との間で期間按分により精算することを予定しており、当該精算相当額については、取得年度において取得原価に算入します。したがいまして、取得予定資産のうち平成29年12月1日に取得予定の2物件にかかる平成29年度の固定資産税等は費用として計上しておらず、また、平成30年

	2月1日に取得を見込んでいる1物件にかかる平成30年度の固定資産税等は費用として計上していません。なお、取得予定資産について取得原価に算入する固定資産税等の精算金の総額は2百万円を見込んでいます。また、保有資産及び取得予定資産にかかる固定資産税等は平成30年5月期(第5期)に66百万円、平成30年11月期(第6期)に99百万円、平成31年5月期(第7期)に98百万円を見込んでおり、このうち、平成29年12月1日に取得予定の取得予定資産については、平成30年5月期(第5期)より費用計上され、4百万円を見込んでいます。また、平成30年2月1日に取得を見込んでいる取得予定資産については、平成31年5月期(第7期)より費用計上され、平成31年5月期(第7期)に1百万円を見込んでいます。 太陽光発電設備における保守管理費用は平成30年5月期(第5期)において44百万円、平成30年11月期(第6期)及び平成31年5月期(第7期)においてそれぞれ45百万円を見込んでおります。また、水道光熱費におきましては平成30年5月期(第5期)においてそれぞれ6百万円を見込んでおります。 オペレーター報酬については、平成30年5月期(第5期)に15百万円、平成30年11月期(第6期)に14百万円、及び平成31年5月期(第7期)に15百万円を見込んでおります。
	成30年5月期(第5期)において451百万円、平成30年11月期(第6期)
	及び平成31年5月期(第7期)においてそれぞれ454百万円を見込んでい
	ます。
	▶ 創立費及び新投資口の発行等に係る費用として、平成30年5月期(第5期)、
	平成30年11月期(第6期)及び平成31年5月期(第7期)においてそれ ぞれ8百万円を見込んでいます。
営業外費用	➤ 支払利息その他融資関連費用として、平成30年5月期(第5期)及び平成30年11月期(第6期)にそれぞれ47百万円、平成31年5月期(第7期)
	に45百万円を見込んでいます。
	▶ 本日現在、本投資法人においては 12,003 百万円の借入金残高があります。 かかる借入れについては、平成30年5月末日及び平成30年11月末日に、
	約定によりそれぞれ360百万円を返済することを前提としています。
	→ 平成 29 年 12 月 1 日及び平成 30 年 2 月 1 日に金融商品取引法第 2 条第 3 項
	第1号に規定する適格機関投資家 (租税特別措置法第 67 条の 15 第1項第1
借入金	号口(2)に規定する機関投資家に限ります。)より総額1,870百万円の借入
10/12	れを行うことを前提としています。
	▶ 平成30年5月期(第5期)末の総資産有利子負債比率(LTV)は54.0%程度となる見込みです。
	及こなる元込のです。 ▶ 総資産有利子負債比率 (LTV) の算出にあたっては、次の算式を使用してい
	ます。
	総資産有利子負債比率(LTV)=有利子負債総額÷資産総額×100
	▶ 本日現在の発行済投資口数117,976口を前提としています。
	▶ 平成31年5月期(第7期)末までに新投資口の発行等による投資口数の変
投資口	動がないことを前提としています。
	▶ 1 口当たり分配金(利益超過分配金は含みません。)、1 口当たり利益超過分配金及び1 口当たり分配金(利益超過分配金を含みます。)は、予想期末発行済投資口数 117,976 口により算出しています。
	加口切込具日数 111, 210 日にあり

▶ 1口当たり分配金(利益超過分配金は含みません。)は、本投資法人の規約 に定める金銭の分配の方針に従い、利益の全額を分配することを前提として 1口当たり分配金 算出しています。 (利益超過分配金 ▶ 賃借人の異動、賃貸借契約の内容の変更に伴う賃料収入の変動又は予期せぬ は含みません。) 修繕の発生等を含む種々の要因により、1口当たり分配金(利益超過分配金 は含みません。) は変動する可能性があります。 ▶ 1口当たり利益超過分配金は、本投資法人の規約及びタカラアセットマネジ メント株式会社の社内規程である運用ガイドラインに定める金銭の分配の 方針に従い算出します。 ▶ 本投資法人は、長期修繕計画に基づき想定される各計算期間の資本的支出の 額に鑑み、長期修繕計画に影響を及ぼさず、かつ、資金需要(投資対象資産 の新規取得、保有資産の維持・向上に向けて必要となる資本的支出等、本投 資法人の運転資金、債務の返済及び分配金の支払等) に対応するため、融資 枠等の設定状況を勘案の上、本投資法人が妥当と考える現預金を留保した残 額を、原則として全額、毎計算期間分配する方針とし、このうち、利益の額 を超える額は、利益を超えた金銭の分配(出資の払戻し)として分配します。 ただし、これらの分配は、本投資法人の財務状態に悪影響を及ぼさない範囲 で、かつ、法令等(一般社団法人投資信託協会の定める規則を含みます。) に定める金額を限度とします。 ▶ 上記の方針に基づき、本投資法人が妥当と考える現預金を留保した残額のう ち利益の額を超える額を平成30年5月期(第5期)、平成30年11月期(第 1口当たり 6期)及び平成31年5月期(第7期)の予想期末発行済投資口数117,976 利益超過分配金 口で除した金額を1口当たり利益超過分配金として算出しており、利益超過 分配金総額は、平成30年5月期(第5期)に54百万円、平成30年11月期 (第6期)に39百万円、平成31年5月期(第7期)に37百万円を見込ん でおります。 経済環境、再生可能エネルギー発電事業に関する市場環境、本投資法人の財 務状況等諸般の事情を総合的に考慮した上で、修繕や資本的支出への活用、 借入金の返済、新規物件の取得資金への充当、自己投資口の取得などの他の 選択肢についても検討の上、利益を超えた金銭の分配(出資の払戻し)を実 施しない場合もあります。 ▶ なお、利益を超えた金銭の分配(出資の払戻し)の実施は手元資金の減少を 伴うため、突発的な事象等により本投資法人の想定を超えて資本的支出等を 行う必要が生じた場合に手元資金の不足が生じる可能性や、機動的な物件取 得に当たり資金面での制約となる可能性があります。また、利益を超えた金 銭の分配(出資の払戻し)を実施した場合、当該金額は出資総額又は出資剰 余金から控除されます。 ▶ 法令、税制、会計基準、株式会社東京証券取引所の定める上場規程等、一般 社団法人投資信託協会の定める規則等において、上記の予想数値に影響を与 える改正が行われないことを前提としています。 その他 ▶ 一般的な経済動向、太陽光発電設備の市況及び不動産市況等に不測の重大な 変化が生じないことを前提としています。